

- このご契約のてびき(契約概要・注意喚起情報)は、ご契約に際して特にご確認いただきたい事項を記載したものです。
- 必ずお読みいただき、内容を確認・了解のうえ、お申し込みください。
- 「契約概要および注意喚起情報」は、ご契約内容のすべてを記載したものではありません。
- ご不明な点がありましたら、ご加入の生協までお問い合わせください。
- ご加入後にご契約内容となる重要な事項(「契約規定」)を掲載した「ご契約のしおり」をお送りいたしますので、必ず内容をご確認いただけますようお願いいたします。

## 《契約概要》

《契約概要》は、ご契約の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。

### ①契約者について

契約者とは、全労済と共済契約を結び、契約上の権利・義務を持つ方です。契約者になれる方は、生協の組合員または組合員と同一世帯の方に限ります。また、各都道府県の労済(共済)生協の組合員となっていたいただくことが必要です。組合員になるためには出資金が必要です。また、脱退する場合には出資金の払い戻しを請求することができます。

### ②被共済者(加入者)になることができる方

- (1) 契約者との続柄が次の範囲内である方
  - ①契約者ご本人
  - ②契約者の配偶者(内縁関係にある人を含みます。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除きます。以下同じです)
  - ③契約者と生計を一にする、契約者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
  - ④契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母(継父母を含みます)、孫、兄弟姉妹および子の配偶者(嫁・婿)
- (2) 新規加入年齢について下表をご覧ください。\*

プラン・特約名		新規加入年齢
定期生命プラン	基本契約	0歳～70歳
	医療特約	
定期医療プラン	先進医療特約	15歳～70歳
	女性疾病医療特約	

\*更新の場合は満78歳まで

### ③共済商品について

《新あいあい》は、定期的に見直しができる遺族保障です。病気等や不慮の事故等による万一のとき、残されたご家族のことを考えて大型の保障額もご用意しました。満期金をつけて将来の生活設計に活用したり、医療特約や女性疾病医療特約を組み合わせて医療保障を準備することができます。詳しくはホームページでご確認いただくか、ご加入の生協までお問い合わせください。

### ④共済期間(契約期間)と掛金払込期間について

- (1) 共済期間(契約期間)は5年です。
  - ※満74歳以上の方が更新される場合は、2年～6年の共済期間(契約期間)(最高満80歳の契約満了日まで保障)とすることもできます。
- (2) 掛金払込期間は共済期間(契約期間)と同じです。

### ⑤一部のご職業について(加入限度について)

- (1) 保障開始日において、次のご職業に従事している方は、契約のお引き受けをすることができません。
  - ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師 その他これらに類する職業
  - ②テストパイロット、テストドライバー その他これらに類する職業

CO・OP生命共済《新あいあい》は、全労済の個人長期生命共済事業(せいめい共済・総合医療共済)にもとづき商品構成されています。

#### 《新あいあい》基本契約の構成

せいめい共済(定期生命プラン)  
個人長期生命共済-基本契約・災害特約

#### 《新あいあい》医療特約・女性疾病医療特約の構成

総合医療共済(定期医療プラン)  
個人長期生命共済-基本契約・疾病医療特約・災害医療特約・先進医療特約・女性疾病医療特約

《新あいあい》に関するご通知(共済証書など)は、全労済より直接送付いたしますのでご注意ください。

- (2) 加入者の職業が下表にあてはまる場合には、共済金額を制限させていただくことがあります。後記の⑩契約できる共済金額の限度について」をご参照ください。

区分	共済金額を制限する職業・職種名
A	・競馬、競輪、オートレース、競艇等の職業競技者 ・潜水、潜函、サルベージ、その他これらに類する職業 ・坑内、隧道内作業に従事される方 ・近海または遠洋漁業の船舶乗組員 ・1,000トン未満の船舶乗組員
B	・警察官、海上保安官、その他これらに類する職業 ・自衛官(防衛大学校生を含みます)
C	・ハイヤー、タクシー運転手

### ⑥契約できる共済金額の限度について

《新あいあい》の加入限度額は下記のとおりです。《新あいあい》更新時に共済金額を増額する場合も下記の額が限度となります(加入者の年齢は更新日時点の満年齢です)。

- (1) 死亡に関する共済金額・入院に関する共済金額の限度

加入年齢	死亡共済金額・災害死亡共済金額(基本契約)	満期共済金	入院日額(医療特約)
満0歳～満14歳	各々500万円	死亡共済金額と同額以内で500万円まで	7,000円※
満15歳～満60歳	各々2,000万円※		
満61歳～満70歳	各々500万円		

※全労済のその他の共済にもご加入の場合には、通算してこの金額を超える加入限度額があります。詳しくはご加入の生協にお問い合わせください。

- (2) 共済金額を制限する職業A、B、Cにあてはまる場合
  - 【⑤一部のご職業について(加入限度について)】の区分に応じて次のとおりです。

区分	加入年齢	死亡共済金額・災害死亡共済金額(基本契約)	満期共済金	入院日額(医療特約)
A	満0歳～満70歳	各々500万円	死亡共済金額と同額以内で500万円まで	5,000円
B	満0歳～満70歳	各々500万円※		
C	満0歳～満14歳	各々500万円		
	満15歳～満60歳	各々1,500万円		
	満61歳～満70歳	各々500万円		

※全労済のその他の共済にもご加入の場合には、通算してこの金額を超える加入限度額があります。詳しくはご加入の生協にお問い合わせください。

- (3) 重度障がい状態の場合
  - 重度障がい状態の方は、年齢に応じて次のとおりです。

加入年齢	死亡共済金額・災害死亡共済金額(基本契約)	満期共済金	入院日額(医療特約)
満0歳～満14歳	各々200万円	死亡共済金額と同額以内で500万円まで	5,000円
満15歳～満70歳	各々500万円		

※重度障がいとは、両眼を失明された状態、両下肢の用を全廃された状態など、ご加入の生協所定の重度の身体障がいを含みます(以下同じです)。

- (4) 満期金について共済金額を制限する職業に従事されている方、重度障がい状態の方とも、死亡共済金額と同額以内で500万円まで満期金を付帯することができます。

- (5) 先進医療特約は、全労済の事業規約「個人長期生命共済」と「終身生命共済」にもとづき商品タイプ・プランを通算して、1被共済者につき1特約となります。

### ⑦共済金支払いの分割・繰り延べ・削減

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常時には、共済金の分割払い、繰り延べ払い、削減をすることがあります。

### ⑧掛金額

掛金額は、共済金の額、年齢等により異なります。詳しくはホームページでご確認いただくか、ご加入の生協までお問い合わせください。

### ⑨掛金の払込方法と払込場所について

掛金の払込方法は、月払・年払がございいます。  
※口座振替扱をする場合には、全労済が指定する振替日までに掛金相当額を入金してください。指定口座から引き落としがされたときをもって、掛金の払い込みがあったものとします。  
※同一の指定口座から2件以上の全労済の契約(《新あいあい》のほか、マイカー共済・年払火災共済・ねんきん共済等)の掛金を振り替える場合、合計金額を振り替えるものとし、一部の掛金のみを払い込むことはできません。  
※掛金の延滞がある場合は、延滞分も合算して振り替えられます。口座の残高が不足しておりますと、すべての掛金が振替不能となり、契約が失効となる場合がありますので、注意してください。

### ⑩割り戻し金について

毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金としてお戻しします(5月末現在の有効契約が対象となります)。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かせていただきます。

### ⑪共済金受取人について

- (1) 共済金受取人は契約者です。
- (2) (1)にかかわらず、加入者同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、①から⑤の順位になります。②から⑤の中では、記載の順序になります。
  - ①契約者の配偶者
  - ②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹(「その収入により生計を維持していた」とは、契約者の収入により、日々の消費生活の全部または一部を営んでおり、契約者の収入がなければ通常の生活水準を維持することが困難となるような関係が常態であった場合をいいます。以下同じです)
  - ③契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - ④②にあてはまらない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
  - ⑤③にあてはまらない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- (3) (2)において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の死亡共済金受取人を代表します。
- (4) 契約者は、加入者の同意およびご加入の生協の承諾を得て、上記(2)の死亡共済金受取人の順位または順序をかえるとき、または上記(2)以外の契約者の親族に指定または変更するときなどに、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。
- (5) (4)により死亡共済金受取人の指定または変更がされている場合で、その後契約が更新または更改されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一の内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとします。
- (6) 死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払ったときは、その支払後に共済金の請求を受けても、二重には共済金は支払いません。
- (7) (4)により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡した場合で、

その後に新たな死亡共済金受取人が指定されないときは、(1)または(2)に規定する順位および順序によります。

### ⑫共済金のご請求について

- (1) 支払事由が発生した場合は、速やかにその状況や程度についてご加入の生協へ連絡してください。必要書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから遅滞なく共済金の請求を行ってください。(必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができません。)
- (2) 共済金が請求できる期間は支払事由が発生した日の翌日から3年間です。  
※3年間を過ぎた場合は請求権が消滅します。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」をご確認ください。

### ⑬契約の自動更新について

- (1) 満期となる時点で特にお申し出がない場合は、満期を迎える契約と同じ共済金額で更新いたします。  
※74歳から78歳のときに契約更新を迎えた場合、共済期間は6年から2年で更新案内を行います。
  - ①更新日は満期日の翌日です。
  - ②掛金額は更新日における満年齢のものとなります。
- (2) 契約更新の掛金額・保障内容等は、更新日時点の契約規定にもとづきます。
- (3) つぎの①から⑤までのいずれかに該当する場合は、契約の更新はできません。
  - ①加入者が医学的な観点からみて不要な治療を繰り返しているとき
  - ②加入者が治療が必要となる程度の傷害をもたらす外力が加わったことが判然としない事故を繰り返しているとき
  - ③加入者が事故であることが判然としない治療を繰り返しているとき
  - ④契約者、加入者または死亡共済金受取人が、ご加入の生協に対して共済(いかなる名称であるかを問わないものとします)を支払わせることを目的として、共済金の支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
  - ⑤その他、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損なわせる①から④までのいずれかに相当する程度の事由があると認められるとき

### ⑭共済金のお支払いについて

⇒P.3～8「共済金のお支払いについて」をご覧ください。

## 《共済金のお支払いについて》加入者が契約期間中に支払事由に該当した場合に共済金を支払います。

以下は共済金のお支払いについての概要です。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。また、ご不明の点をご加入の生協にお問い合わせください。

### 1. 《新あいあい》基本契約

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本契約	死亡共済金および 重度障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害共済金額		・死亡共済金 契約期間中に死亡したとき ・重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として契約期間中に重度障がいとなったとき
災害特約	災害死亡共済金 および障害共済金	①災害死亡共済金 不慮の事故等により死亡したとき ②障害共済金 不慮の事故等により重度障がいとなったとき	災害特約共済金額 ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加して 支払います。	同一の不慮の事故等による災害死亡 共済金および障害共済金は通算して 災害特約共済金額を限度とする	・災害死亡共済金 契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に死亡したとき ・障害共済金 契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に重度障がいとなったとき ※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の災害死亡共済金または障害共済金は、不慮の 事故等が発生した日、死亡した日または重度障がいとなった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払 います。
	障害共済金	不慮の事故等により所定の身体障がいの状態になったとき	災害特約共済金額 × 4%～90% (障がいの程度に応じて定める当会所定の支払い割合)		契約期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として契約期間中に所定の身体障がいの状態になったとき ※不慮の事故等が発生した日以後、災害特約共済金額が変更された場合の障害共済金は、不慮の事故等が発生した日ま たは身体障がいの状態となった日における災害特約共済金額のいずれか小さい金額を支払います。

※「不慮の事故等」とは、不慮の事故および当会所定の感染症をいいます。「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、体質的な要因を有する加入者が軽微な外因により発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。

### 2. 《新あいあい》医療特約

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
疾病 医療特約	病気入院共済金	病気で入院したとき	入院共済金額 × 入院日数	それぞれ 1入院180日 通算1,000日	①発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②契約期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に開始した入院 ※入院中に入院日額を減額された場合は、各入院日における入院日額により計算します。災害入院共済金が支払われる入院で、入院日額を変更された場合の災害 入院共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、各入院日における入院日額により計算します。 ※発効日または更新日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された 入院は、発効日または更新日以後の原因による入院とみなします。 ※病気入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日からその日を含めて180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の 入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、病気入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院につい ては、新たな疾病による入院とします。 ※災害入院共済金が支払われる入院をしたのちに、同一の不慮の事故を直接の原因として、事故日から180日以内に開始された再入院は、1回の入院とみなしま す。
災害 医療特約	災害入院共済金	不慮の事故で180日以内に入院したとき			
疾病 医療特約	入院前病気通院共済金 および 退院後病気通院共済金	病気入院共済金が支払われる入院と同一の原因により 通院したとき	入院共済金額 × 0.3 × 通院日数	①入院前病気(災害) 通院共済金 最高30日 ②退院後病気(災害) 通院共済金 最高60日 ③災害通院共済金 最高90日 ④病気は①②を合計して 通算750日 災害は①②③を合計し て通算750日	①入院前病気(災害) 通院共済金 入院開始日の前日以前90日の期間中に通院したとき ②退院後病気(災害) 通院共済金 退院日の翌日以後180日の期間中に通院したとき ③災害通院共済金 契約期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に通算して5日以上通院したとき ※原因がいかなる場合でも、同じ日に複数回通院した場合にはいずれか1回分のみを支払います。 ※平常の生活に支障がないとき、業務に従事することに支障がないとき、通院しなくてもさしつかえないとする医師または歯科医師の認定があるとき、外傷所見 (患部の擦過傷、腫れ、血腫、あざなどの所見をいいます。)のないときの通院は含みません。 ※入院日額を変更された場合の入院前災害通院共済金および退院後災害通院共済金および災害通院共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度とし て、各通院日における入院日額により計算します。
災害 医療特約	入院前災害通院共済金 および 退院後災害通院共済金	災害入院共済金が支払われる不慮の事故と同一の原 因により通院したとき			
	災害通院共済金	不慮の事故で180日以内に5日以上通院したとき			



## 2.《新あいあい》医療特約 つづき

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
基本保障	病気手術共済金 災害手術共済金	所定の手術を受けたとき	①入院中のとき 入院共済金額 × 20 ②外来のとき 入院共済金額 × 10		病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術で、 ①発効日または更新日以後に発病した疾病の治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②契約期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた手術、放射線治療 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日または更新日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とするときであっても、発効日または更新日から2年経過後に受けた場合、発効日または更新日以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 ※入院日額が変更された場合の災害手術共済金および災害放射線治療共済金は、不慮の事故が発生した日の入院日額を限度として、手術日または施術日における入院共済金日額により計算します。 ○お支払いの対象となる例 ※お支払いについて制限がある場合があります。 例) 腫瘍を摘出する手術、白内障の手術、虫垂炎の手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない例 例) 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
	病気放射線治療共済金 災害放射線治療共済金	所定の放射線治療を受けたとき	入院共済金額 × 10	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日に1回	
	死亡共済金および 重度障害共済金	①死亡共済金 死亡したとき ②重度障害共済金 重度障がいとなったとき	死亡・重度障害共済金額		死亡共済金 契約期間中に死亡したとき 重度障害共済金 発効日または更新日以後に生じた傷害または発病した疾病を原因として契約期間中に重度障がいとなったとき
先進医療特約	先進医療共済金	所定の先進医療を受けたとき	先進医療にかかる技術料と同額	通算1,000万円	①発効日以後に発病した疾病の治療を直接の目的として受けた先進医療による療養 ②契約期間中に発生した不慮の事故を直接の原因として事故日から180日以内に受けた先進医療による療養 ※同一の先進医療による療養を複数回にわたって一連の療養として受けた場合は、それらの一連の療養を1回の先進医療による療養とみなします。 ※発効日前に生じた疾病、不慮の事故またはそれ以外の外因を直接の原因とする療養であっても、発効日から2年経過後に受けた場合、発効日以後の原因による療養とみなします。 ※先進医療とは、療養を受けられた時点において厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります）をいいます。

※「不慮の事故等」とは、不慮の事故および当会所定の感染症をいいます。「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。ただし、体質的な要因を

有する加入者が軽微な外因により発症し、または、その症状が増悪したときを除きます。

## 3.《新あいあい》女性疾病医療特約

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
女性疾病医療特約	悪性新生物診断共済金	悪性新生物と診断されたとき	女性疾病入院共済金額 × 200	2年に1回 (診断共済金の種類を問わない)	①発効日または更新日から起算して91日目以後に「悪性新生物の定義」に定める悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②悪性新生物診断共済金が支払われ、その悪性新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により悪性新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき ※「悪性新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	上皮内新生物診断共済金	上皮内新生物と診断されたとき	女性疾病入院共済金額 × 200	2年に1回 (診断共済金の種類を問わない) ①による支払いは、契約期間を通して1回限り	①発効日または更新日から起算して91日目以後に「上皮内新生物の定義」に定める上皮内新生物に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき ②上皮内新生物診断共済金が支払われ、その上皮内新生物診断共済金が支払われた共済事故の発生日から2年以上経過後に、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により上皮内新生物と診断確定され、かつ、がん入院共済金が支払われる入院をしたとき ※「上皮内新生物の定義」は当会が定める基準によります。
	がん入院共済金	がんで入院したとき	女性疾病入院共済金額 × 2 × 入院日数		発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を目的とする入院 ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における女性疾病入院共済金日額により計算します。 ※発効日または更新日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された入院は、発効日または更新日から31日目以後の原因による入院とみなします。 ※がん入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、がん入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たながんによる入院とします。
	女性疾病入院共済金	女性特有の病気で入院したとき	女性疾病入院共済金額 × 入院日数	1入院180日 通算1,000日	発効日または更新日以後に発病した「女性疾病の定義」に定める女性疾病の治療を目的とする入院 ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、各入院日における女性疾病入院共済金日額により計算します。 ※発効日または更新日前に発病した女性疾病を直接の原因とする入院であっても、発効日または更新日から2年経過後に開始された入院は、発効日または更新日以後の原因による入院とみなします。 ※女性疾病入院共済金の支払事由に該当する入院をし、その退院日の翌日から180日以内に同一の原因により入院したときは、これらの入院は、1回の入院とみなします。ただし、同一の原因による入院でも、女性疾病入院共済金が支払われた最終の入院の退院日の翌日から180日を経過して開始した入院については、新たな女性疾病による入院とします。 ※「女性疾病の定義」は当会が定める基準によります。

### 3.《新あいあい》女性疾病医療特約 つづき

契約	共済金	支払事由	支払額	支払限度	支払事由の概要
女性疾病医療特約	女性疾病退院共済金	退院したとき	女性疾病入院共済金額 × 10	がん入院、女性疾病入院それぞれ1回の入院につき、1回限り	がん入院共済金または女性疾病入院共済金の支払われる入院をし、その入院が連続して20日以上となったのちに生存退院した場合 ※入院中に女性疾病入院日額を減額された場合は、入院20日目における女性疾病入院共済金日額により計算します。
	がん手術共済金	がんで所定の手術を受けたとき	女性疾病入院共済金額 × 40		①と②のいずれにも該当するとき ①発効日または更新日から起算して31日目以後に発病したがんの治療を直接の目的とする手術、放射線治療 ②病院または診療所で受けた公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表により手術料または放射線治療料の算定対象となるもの、先進医療に該当する診療行為のうち、器械、器具を用いて、生体に切開、切断、結紮、摘除、郭清、縫合などの操作を加える手術、先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表は、手術・放射線治療を受けた時点で効力を有するものによります。 ※2つ以上の手術・放射線治療を同時に受けた場合には、1つの手術・放射線治療を受けたものとします。 ※医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において1日につき手術料が算定されるものとして規定されている手術に該当するときは、その手術を受けた1日目のみ手術を受けたものとみなします。 ※発効日または更新日から起算して31日目に発病していたがんを直接の原因とするときであっても、発効日または更新日から2年経過後に受けた場合、発効日または更新日から起算して31日目以後の原因による手術・放射線治療とみなします。 ○お支払いの対象となる例 ※ お支払いについて制限がある場合があります。 例) 腫瘍を摘出する手術、体外照射による放射線治療など ×お支払いの対象とならない例 例) 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨・軟骨または関節の非観血的整復術、非観血的整復固定術および非観血的授動術、抜歯手術、診療報酬点数が1,400点未満の手術、検査・生検目的の手術、美容整形手術など
	がん放射線治療共済金	がんで所定の放射線治療を受けたとき	女性疾病入院共済金額 × 20	複数回受けた場合は、 施術の開始日から60日に1回	
	在宅ホスピスケア共済金	在宅療養したとき	女性疾病入院共済金額 × 在宅終末期医療を受けた日数	180日限度	

## 《注意喚起情報》

《注意喚起情報》は、ご契約のお申し込みの際に特に注意していただきたい事項を記載しています。

### ①クーリングオフについて

契約申込者（契約者）は、申込日を含めた8営業日以内であれば書面をもって申し込みの撤回（クーリングオフ）ができます。

※クーリングオフをする場合、書面に契約の種類、申込日、契約者の氏名、住所、加入者の氏名、クーリングオフする旨を明記し、署名・押印のうえ、ご加入の生協まで提出してください。詳しくはご加入の生協までお問い合わせください。

### ②加入申込書（申込書）および質問表の記入について

- 申込書は契約を締結するうえで重要ですので、正確にご記入ください。特に、質問表（健康状態等についての質問）について正確にお答えいただけなかった場合、契約を解除し、共済金を支払わないことがあります。加入者になる方の同意を得て、契約者自身が記入し、内容を充分にお確かめのうえ、署名してください。
- 申込書の内容および質問表の回答を確認したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は申込者（契約者）に通知します。
- 契約者が申込書の「申込日」に記入した日を告知日（申込書の質問表への回答日）とします。申込書に申込日（告知日）の記入がなかった場合は、加入申込書の受付方法に応じて以下の日付を申込日（告知日）とします。

- ①生協窓口：生協の窓口受付日 ②郵送：消印日  
※消印日が判読不明の場合は、ご加入の生協受付日を申込日（告知日）として取り扱います。
- (4) 健康診断書の提出が必要な場合  
次の場合には、「質問表」へのご回答のほかに健康診断書を提出していただくことがあります。  
ア) 満66歳以上  
イ) 満61歳以上満66歳未満の方で死亡・重度障害共済金の金額が300万円を超えるとき、または、満15歳以上満61歳未満の方で死亡・重度障害共済金の金額が1,500万円を超えるとき  
ウ) 過去2年以内に全労済の事業規約「個人長期生命共済」にもとづく商品プラン・タイプに加入され、入院共済金日額が通算して10,000円を超えるとき

〔ご提出いただく健康診断書の種類〕  
次のいずれかのコピーを提出してください。  
ア) 勤務先の定期健康診断書  
イ) 基本・特定健康診査結果表  
ウ) 人間ドック成績表  
※このほか、共済金額を制限する職業または重度障がい状態の方は健康診断書を提出していただくことがあります。  
※これらの健康診断書等は告知日（申込日）から1年以内に受診されたものが必要です。お手元がない場合は、ご加入の生協にお問い合わせください。

### ③契約の成立と効力の発生について

- (1) 初回掛金をお支払いいただいた日（金融機関の口座振替日）の翌月1日が発効日となり、発効日の午前零時から保障が開始されます。  
※指定口座から初回の掛金が2回続けて振り替えられなかったときは、お申し込みはなかったものとなります。
- (2) ご契約の更新の場合は、ご加入の契約の満期日の翌日が更新日となり、その日から更新後のご契約による保障が開始されます。ご契約を増額更新された場合にも、ご加入の契約の満期日の翌日が新しいご契約の発効日となります。
- (3) 全労済がご契約の申し込み、更新、または増額更新の申し込みを承諾したときは、申込日に契約が成立したものとみなします。なお、契約承諾の通知は共済契約証書をもって代えさせていただきます。

### ④掛金の払込猶予期間と契約の失効について

- 2回目以後の掛金の払い込みについては、払込期日の翌日から3ヵ月の猶予期間があります。払込猶予期間内に掛金が払い込まれない場合、契約は次のときに効力を失い、消滅します。この場合、その旨を契約者に通知いたします。
- (1) 発効日が月の1日である契約については、払込猶予期間の末日の翌日の午前零時
- (2) 発効日が月の1日でない契約については、払込猶予期間の末日の属する月の発効当日の午前零時
- 失効した場合は、解約返戻金相当額（すえ置き割り戻し金がある場合は、これを加えた額）から未納掛金を差し引いた額をお支払いします。

### ⑤解約と解約返戻金について

- (1) 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式に解約日を記載のうえご提出ください。この場合、すえ置き割り戻し金があるときはお返しします。
- (2) 契約を解約した場合の解約返戻金は死亡共済金額を限度とします。

### ⑥共済金等を確実にご請求いただくために（代理請求について）

契約者が共済金等を請求できない特別な事情がある場合には、契約者があらかじめ指定した代理人（指定代理請求人）が共済金等を請求することができます（「指定代理請求制度」といいます）。また、指定代理請求人が指定されていないときや指定代理請求人に共済金等を請求できない特別な事情があるとき等には、契約者の代理人となりうる方（代理請求人）が共済金等を請求することができます（「代理請求制度」といいます）。詳しくはご加入の生協までお問い合わせください。

### ⑦契約内容に関する届け出について（住所等の変更）

- 契約者（(5)は加入者または相続人）は次の場合、ご加入の生協へご連絡ください。ご連絡がないと、共済金をお支払いできない場合があります。
- (1) 契約者または加入者の氏名を変更したとき（死亡共済金受取人や指定代理請求人を含む）
  - (2) 契約者の住所を変更したとき
  - (3) 続柄が変更となったとき
  - (4) 海外に長期滞在することになったとき
  - (5) 契約者が死亡されたとき



## 《注意喚起情報》つづき

### ⑧共済金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する場合、共済金をお支払いできません。下記に掲載されている事由はすべてではありません。詳しくは加入後にお送りする「ご契約のしおり・契約規定」でご確認ください。

※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または疾病を原因として支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

1.すべての共済金	(1) 加入者の犯罪行為 (2) 加入者・契約者・共済金受取人の故意 (3) 契約が解除された場合 (4) 契約が無効となった場合や、詐欺等により取り消された場合など
2. 死亡・重度障がいを含む原因とする共済金	(1) 発効日（または更新日。以下同じ）から1年以内の自殺・自殺行為 (2) 発効日前の傷害または病気を原因として重度障がいの状態となったときなど
3. 不慮の事故を原因とする共済金	(1) 加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2) 加入者の精神障がいまたは泥酔、疾病に起因して生じた事故 (3) 無資格運転、酒気帯び運転およびこれに相当する運転中の事故 (4) 原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないものなど
4. 病気を原因とする共済金	(1) 加入者・契約者・共済金受取人の重大な過失 (2) 加入者の薬物依存またはそれにより生じた疾病 (3) 原因がいかなる場合でもむち打ち症または腰・背痛で他覚症状のないものなど (4) 発効日前に発病した病気を原因とした、発効日から2年以内の入院、手術、放射線治療および先進医療など
※右記については、共済金は重複して支払いません。	(1) 重度障害共済金と死亡共済金 (2) 障害共済金(重度障害のみ)と災害死亡共済金 (3) 病気になる共済金と災害入院共済金 (4) 入院共済金と通院共済金 (5) がん入院共済金と女性疾病入院共済金

### ⑨詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際、詐欺、強迫行為を行ったときには、契約が取り消されることがあります。

※支払事由が発生した後に、取り消された場合でも共済金は支払いません。

また、すでに共済金を支払っていたときは、返還していただきます。

※取り消された場合、契約当初からの払込掛金は返還しません。

### ⑩契約の無効について

●次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- 加入者が発効日にすでに死亡していたとき
- 加入者が発効日または更新日にP.1契約概要「②被共済者（加入者）になることができる方」の範囲外であったとき
- 契約のお申し込みの際に、加入者の同意を得ていなかったとき
- 契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
- 加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
- 契約者が共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約の締結をしたとき
- 被共済者に既に個人長期生命共済事業規約にもとづく先進医療特約または終身生命共済事業規約にもとづく先進医療特約が締結されている場合において、これらの特約が新たに締結されたとき

※無効の場合、掛金の全部または一部を契約者に返還します。

※すでに共済金または返戻金を支払っていた場合は返還していただきます。

※契約が共済金の不法取得目的による無効の場合、契約当初からの払込掛金は返還できません。

### ⑪債権者等による解約および共済金受取人による契約の継続について

債権者等から解約の届出がされた場合であっても、1ヵ月以内に契約者以外の親族または加入者から債権者等に解約返戻金相当額をお支払いすれば契約を継続することができます。なお、その間に支払事由が発生した場合、全労済の定める金額をお支払いし、契約は消滅します。詳しくはご加入の生協ま

でお問い合わせください。

### ⑫契約の解除について

次のいずれかに該当する場合、契約は解除されることがあります。

- 共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
  - 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
  - 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、反社会的勢力\*1に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係\*2を有していると認められるとき
- \*1「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない人を含みます。以下同じです）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- \*2「社会的に非難されるべき関係」とは、反社会的勢力に対する資金等の提供や便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等、共済金受取人が法人である場合に、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその経営に実質的に関与していると認められること等をいいます。
- 他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等（保険金その他のいかなる名称であるかを問わないものとします）の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
  - 上記（1）～（4）までのいずれかに該当するほか、全労済との信頼関係が損なわれ、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
  - 契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

※当初の契約または更新前の契約に告知義務違反があった場合には、契約変更後の契約または更新後の契約が解除されることがあります。

※支払事由が発生した後に、契約が解除された場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは返還していただきます。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込掛金はお返ししません。

※上記（3）の事由のみに該当した場合で、該当したのが一部の共済金等の受取人のみであるときは、その受取人に支払われるべき共済金等はお支払いできません。

### ⑬加入者による契約の解除請求について

加入者が契約者以外である場合、加入者は契約者に対し、契約の解除を求めることができます。詳しくはご加入の生協までお問い合わせください。

### ⑭契約の消滅について

次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。

- 加入者が死亡したとき
- 加入者が重度障がいの状態となったとき（重度障害共済金が支払われた場合に限ります）

### ⑮掛金の生命保険料控除について

共済掛金証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた契約について発行します。生命保険料控除の対象となるのは「納税する人が掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者\*その他親族である契約」となりますのでご注意ください。

\*内縁関係にある方は対象となりません。

### ⑯お客さまに関する個人情報の取り扱いについて

全労済、加入生協およびコープ共済連は、組合員・お客さまから信頼される共済生協を目指し、各種共済商品、各種サービスを提供しています。組合員・お客さまの個人情報は、ご本人かどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務や保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」にもとづき適切に取り扱います。

○医療機関等について

全労済は、共済金の適正かつ迅速な支払いを行うために必要な範囲内の個人情報を医療機関・当事者等の関係先に提供することがあります。

○再共済（再保険）について

全労済は、再共済（保険）契約の締結や再共済（保険）金の請求等のため、再共済（保険）の取引先等に対して本契約に関する個人情報を提供することがあります。

○契約等の情報交換について

全労済は、生命共済制度の健全な運営を確保するため、またお支払いの判断または共済契約の解除もしくは無効等の判断の参考とするために、支払査定時照会制度に加盟する各共済事業団体および生命保険会社に対して、本契約に関する個人情報を提供することがあります。

※個人情報の取り扱いに関する詳細は

全労済のホームページ（<https://www.zenrosai.coop>）、コープ共済連のホームページ（<http://coopkyosai.coop>）、ご加入の生協のホームページをご参照ください。

### ■納税義務国・居住地国の確認について

加入時、共済金・満期共済金・解約返戻金の請求時、海外渡航届の提出時などに、納税義務国の確認をさせていただく場合があります。

### ■信用リスクに関する事項

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています（※詳しくは各都道府県的全労済にお問い合わせください）。

### ■組合員について

1. 組合員の資格

- この消費生活協同組合（都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます）の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができます。
- この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

- 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。
- この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。
- 前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- 第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- 組合員たる資格の喪失
- 死亡
- 除名

5. 除名

- この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
  - 3年間この組合の事業を利用しないとき
  - この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- 前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

## CO-OP共済「ご意見・ご要望」の窓口

0120-497-350

皆様からのご意見・ご要望や、苦情を承る窓口として、フリーダイヤルを開設しています。また、ホームページでも受け付けしております。

月～金 9:00～17:00

土曜日 9:00～16:00

[コープ共済](http://coopkyosai.coop) [検索](#)

<http://coopkyosai.coop>